

玉野市学校給食センター整備運営事業

優先交渉権者選定基準

平成 31 年 4 月 16 日

玉 野 市

目 次

第1 総 則	1
1 優先交渉権者選定基準の位置付け	1
2 事業者選定方式	1
3 審査体制	1
4 審査の流れ	2
第2 審査の方法	3
1 審査方法	3
2 資格審査	3
3 提案書審査	3
第3 優先交渉権者の決定及び公表	7

第1 総 則

1 優先交渉権者選定基準の位置付け

この「玉野市学校給食センター整備運営事業 優先交渉権者選定基準」（以下「優先交渉権者選定基準」という。）は、玉野市（以下「市」という。）が、玉野市学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）の実施に当たって、市と契約を締結し、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）を決定するための基準を示すものであり、募集要項と一体のものである。

優先交渉権者選定基準は、優先交渉権者を決定するに当たって、最も優れた提案を行った応募者（以下「最優秀提案者」という。）を選定するための方法及び評価項目等を示し、応募者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、本事業の設計・建設、維持管理及び運営の各業務を通じて、効率的、安定的かつ継続的なサービスの提供を求めるものであり、応募者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定に当たっては、応募者が募集要項に規定する参加資格を有しており、かつ、応募者の提案内容が、設計・建設、維持管理及び運営業務に関して、募集要項及び要求水準書に規定する要件（以下「要求水準」という。）を満足することを前提として、提案金額に加えて、提案内容等について妥当性及び確実性を総合的に評価する、公募型プロポーザル方式により行う。

3 審査体制

事業者の選定については、学識経験者等から構成する「玉野市学校給食センター整備運営事業事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置して行う。

なお、審査に際しての審査委員会の役割は次のとおりであり、審査委員会からの報告に基づき、市が優先交渉権者を決定する。

- ①優先交渉権者選定基準の検討・作成
- ②応募者からの提出書類の審査、評価
- ③最優秀提案者の選定（ヒアリングを含む。）
- ④市への最優秀提案者選定の報告

4 審査の流れ

審査の流れは、次のとおりである。

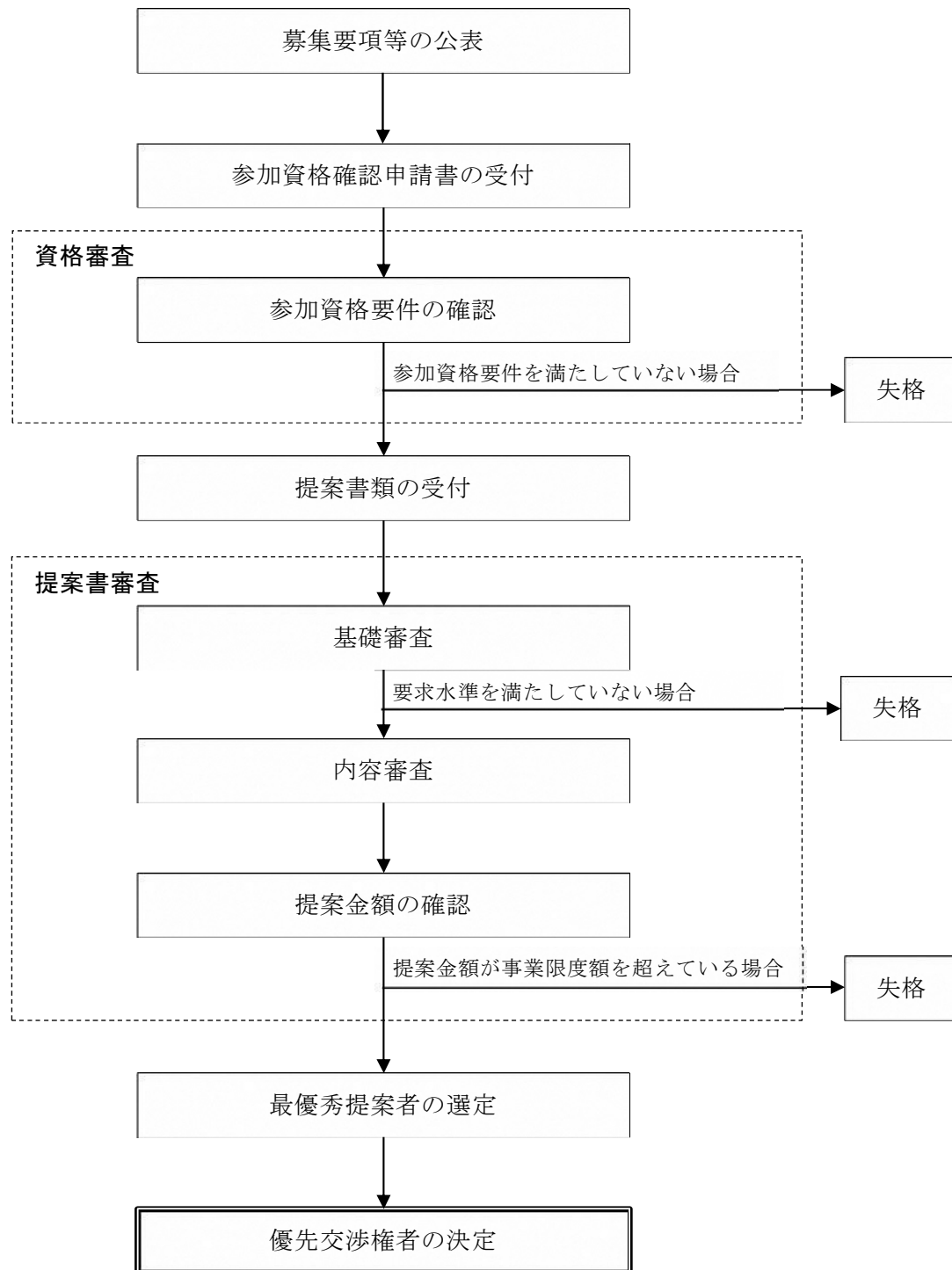


図 募集要項等の公表から優先交渉権者の決定までの流れ

第2 審査の方法

1 審査方法

審査の方法は、「参加資格確認申請書」及び「提案書類」の内容を審査委員会が審査し、その審査結果を踏まえ、市が優先交渉権者を決定する。

審査は、2段階に分けて実施するものとし、参加資格の確認申請書類に基づき応募者の資格、実績等の事業遂行能力を評価する「資格審査」と、資格審査を通過した応募者の提出書類による提案内容等を審査する「提案書審査」として実施する。

2 資格審査

(1) 参加資格要件の確認

市は、参加資格確認申請書により、募集要項に記載の応募者の備えるべき応募者の参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。

(2) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加資格確認申請書の受付日とする。ただし、参加資格確認後、優先交渉権者の決定までの期間に、応募者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

なお、優先交渉権者の決定以降、契約締結までの期間に、優先交渉権者の構成員が応募者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

3 提案書審査

(1) 基礎審査

応募者から提出された提案書類に記載された内容が、要求水準をすべて満たしているか否かを審査する。

要求水準をすべて満たしていることが認められた応募者は適格とし、要求水準を一つでも満たしていない場合は失格とする。

(2) 内容審査

基礎審査において、適格とした応募者の提案書類について内容審査を行う。

内容審査は、要求水準を満たすための方法のみを確認するものではなく、応募者による要求水準以上の優れた提案内容に対して、その提案内容が斬新で柔軟な発想によるものか、サービスの向上効果がより期待されるものか、実現性のあるものか等を専門的見地から審査し、提案の質的評価を得点化するために行う。

(3) 提案金額の確認

内容審査後、提案金額（事業期間を通じて市が支払うサービス購入料の総額）が、市が設定した事業限度額を超えていないことを確認する。

提案金額が事業限度額を超えている場合は失格とする。

(4) 内容審査における評価方法

内容審査においては、提案書類の内容について、以下に示す方法により評価し得点化する。

①評価区分と配点

内容審査においては、提案書類に記載された内容について、次に示す「表 内容審査の評価区分と配点」に従って評価し得点化する。

表 内容審査の評価区分と配点

評価区分	配点
事業実施体制等に関する事項	6 点
施設整備業務に関する事項	15 点
維持管理業務に関する事項	7 点
運営業務に関する事項	23 点
事業計画に関する事項	9 点
サービス購入料に関する事項	40 点
合 計	100 点

②評価項目ごとの得点化方法

内容審査では、評価項目ごとに提案内容の評価し、得点を算定する。得点は小数点以下第 3 位を四捨五入する。

③評価項目の具体的内容及び評価基準

評価項目の具体的内容及び評価基準は次のとおりである。

表 評価項目の具体的内容及び評価基準 (1/2)

評価項目	配点
(ア) 事業実施体制等に関する事項	6 点
a 実施体制	2 点
本事業における市の目的を十分に理解し、事業者の総合力、チームワークを期待できる実施体制となっている。	
b 地域経済・社会への貢献	4 点
市内企業の活用、市民の雇用、市内での資材購入など、地域経済や地域社会の活性化に資する提案がなされている。	
(イ) 施設整備業務に関する事項	15 点
a 施設計画	7 点
施設のコンセプト、基本方針が理解された提案がなされている。 ・設計の概要及び諸室構成等 (1 点) ・施設の仕上等 (1 点) ・建築設備計画 (1 点) ・調理設備計画 (1 点) ・食器・食缶計画 (1 点) ・運営備品・施設備品計画 (1 点) ・付帯施設計画 (1 点)	
b 市が特に期待する事項への提案	5 点
市の要求事項が理解された提案がなされている。 ・安全で衛生的な学校給食の提供への配慮 (2 点) ・食育への配慮 (2 点) ・環境負荷低減及び省エネルギーへの配慮、ライフサイクルコスト低減への配慮 (1 点)	
c 建設業務	3 点
・十分な交通安全対策及び騒音、振動など工事に伴う近隣等への悪影響を最小限に抑える建設計画となっている。(1 点) ・各種申請の日程等、着工前の手続から施設引渡しまでの具体的かつ妥当なスケジュール計画、工期短縮の工夫、不測の事態が生じた場合にスケジュールを遵守するための信頼できる対策等の提案がなされている。(2 点)	
(ウ) 維持管理業務に関する事項	7 点
a 建築物保守管理業務、建物設備保守管理業務	2 点
建築物や建築設備等の性能及び状態を常時適切な状態にしておくための適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。	
b 調理設備保守管理業務	2 点
調理設備の性能及び状態を常時適切な状態にしておくための適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。	
c 食器・食缶等保守管理業務、施設備品保守管理業務	2 点
食器・食缶や施設備品の性能及び状態を常時適切な状態にしておくための適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。	
d 清掃業務、警備業務、付帯施設保守管理業務	1 点
清掃業務、警備業務、付帯施設保守管理業務に関する管理項目・作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。	

表 評価項目の具体的内容及び評価基準 (2/2)

評価項目		配点
(エ) 運営業務に関する事項		23 点
a 開業準備業務	開業準備業務の基本的な考え方や特徴、管理項目、作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。	2 点
b 食材検収補助業務	食材検収補助業務の基本的な考え方や特徴、管理項目、作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。	1 点
c 調理業務	調理業務及びアレルギー対応食調理業務の基本的な考え方や特徴、管理項目、作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。	6 点
d 衛生管理業務	衛生管理業務の基本的な考え方や特徴、管理項目、作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。	6 点
e 洗浄・残渣処理業務	食器等の洗浄・保管や残渣等の処理に関する基本的な考え方や特徴、管理項目、作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。	3 点
f 配送・回収業務	配送・回収業務の基本的な考え方や特徴、管理項目、作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。	4 点
g 運営備品保守管理業務、視察・見学等の補助業務	運営備品保守管理業務、視察・見学等の補助業務の基本的な考え方や特徴、管理項目、作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。	1 点
(オ) 事業計画に関する事項		9 点
a リスク管理方針と対策	リスク分析及び適切な対応策の提案がなされている。	2 点
b 資金調達計画、事業収支計画及びキャッシュフロー計画の確実性	資金調達計画、事業収支計画及びキャッシュフロー計画の確実性の高い提案がなされている。	1 点
c 事業の安定性・継続性	運転資金の不足等に対する対応策や事業安定のための方策の提案がなされている。	2 点
d 市の財政負担の平準化	市の財政支出における初期支出の低減及び平準化に配慮した提案がなされている。	4 点
(カ) サービス購入料に関する事項		40 点
提案金額（学校施設環境改善交付金を活用する提案については市が示す当該交付金相当額及び炊飯を調理業務に含める提案については 1.5 億円を差し引いた額）の得点については、最低提案金額の評価値を 40 点満点とし、以下の算定式により得点化する。（以下の式で得点が 0 を下回る場合には 0 点とする。）		
提案金額の得点 = $40 \times \left[1 - \frac{\text{提案金額(億円)} - \text{最低提案金額(億円)}}{3} \right]$ 点		

(5) 総合評価

審査委員会は、提案内容に関する審査を行い、それらを総合評価することにより総合評価点を算出し、総合評価点の最も高い提案を最優秀提案として選定する。

なお、総合評価点の最も高い者が2以上あるときは、提案金額が最も低い者を最優秀提案者とする。

第3 優先交渉権者の決定及び公表

市は、審査委員会の審査結果の報告を受けて、優先交渉権者を決定した場合、各応募者に個別に通知するとともに、玉野市ホームページにおいて公表する。

また、優先交渉権者選定基準に基づく審査結果の概要、審査講評についても併せて公表する。